

	現行の「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」文言	新しい「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」文言
1. カードの利用	<新設>	(5) 当行所定の日以降に日本国外の ATM で払戻した実績のある場合で GLOBAL PASS 未保有の場合は、別途申出が無い限り、当行は本人の届出た住所に GLOBAL PASS (多通貨 Visa デビットカード一体型キャッシュカード) を送付 (以下「自動送付」といいます) することができるものとします。但し、本人の届出た住所が国内の場合、GLOBAL PASS 会員規約第 10 条に規定のショッピングの利用限度額についてはゼロ円を設定して発行することがあり、その場合はショッピング機能を利用する際には予め限度額を引き上げることを当行に申し出るものとし、本人の届出た住所が国外の場合、GLOBAL PASS は使用制限をかけて発行され、利用の前に予め当行所定の手続きを行うものとします。これらの場合において、カードの暗証番号を GLOBAL PASS の暗証番号として登録します。なお、代理人カードは上記の自動送付の対象とはならないため、別途当行所定の方法で当行に GLOBAL PASS への切替えを申出るものとします。
2-2. 日本国外	<新設>	(5) 当行ホームページで掲示する所定の日以降は日本国外の ATM の利用はできません。
25. その他	<新設>	第 1 条第 5 項および第 2 条の 2 第 5 項に定める日本国外でのカード利用停止に伴い、国外での利用に関する規定 (但し、第 19 条および第 24 条の規定は除きます) は失効するものとします。
	以上、SMBC 信託銀行バンキングカード規定は、 <u>2020 年 4 月 10 日</u> より適用されます。	以上、SMBC 信託銀行バンキングカード規定は、 <u>2021 年 7 月 1 日</u> より適用されます。

2021 年 4 月 1 日に掲載した内容からの変更点は以下となります。

	2021 年 4 月 1 日掲載の「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」改定文言	新しい「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」文言
1. カードの利用	(5) 当行所定の日以降に日本国外の ATM で払戻した実績のある場合で GLOBAL PASS 未保有の場合は、別途申出が無い限り、当行は本人の届出た住所に GLOBAL PASS (多通貨 Visa デビットカード一体型キャッシュカード) を送付 (以下「自動送付」といいます) することができるものとします。但し、本人の届出た住所が国内の場合、GLOBAL PASS 会員規約第 10 条に規定のショッピングの利用限度額についてはゼロ円を設定して発行するものと、ショッピング機能を利用する際には予め限度額を引き上げることを当行に申し出るものとし、本人の届出た住所が国外の場合、GLOBAL PASS は使用制限をかけて発行され、利用の前に予め当行所定の手続きを行うものとします。 <u>この場合</u> において、カードの暗証番号を GLOBAL PASS の暗証番号として登録します。なお、代理人カードは上記の自動送付の対象とはならないため、別途当行所定の方法で当行に GLOBAL PASS への切替えを申出るものとします。	(5) 当行所定の日以降に日本国外の ATM で払戻した実績のある場合で GLOBAL PASS 未保有の場合は、別途申出が無い限り、当行は本人の届出た住所に GLOBAL PASS (多通貨 Visa デビットカード一体型キャッシュカード) を送付 (以下「自動送付」といいます) することができるものとします。但し、本人の届出た住所が国内の場合、GLOBAL PASS 会員規約第 10 条に規定のショッピングの利用限度額についてはゼロ円を設定して発行することがあり、その場合はショッピング機能を利用する際には予め限度額を引き上げることを当行に申し出るものとし、本人の届出た住所が国外の場合、GLOBAL PASS は使用制限をかけて発行され、利用の前に予め当行所定の手続きを行うものとします。 <u>これらの場合</u> において、カードの暗証番号を GLOBAL PASS の暗証番号として登録します。なお、代理人カードは上記の自動送付の対象とはならないため、別途当行所定の方法で当行に GLOBAL PASS への切替えを申出るものとします。